

第 11 期

深谷市分別収集計画書

令和7年8月

深 谷 市



武蔵武士の鑑

富士重忠

目 次

1. 計画策定の意義	… 1
2. 基本的方向	… 2
3. 計画期間	… 2
4. 対象品目	… 2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	… 3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	… 4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	… 5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める 見込み (法第8条第2項第4号)	… 6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める 見込み算定方法	… 7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	… 8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	… 9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	… 9

1. 計画策定の意義

本市は、埼玉県北西部に位置し東京から70km圏にあり、農業、商業、工業のバランスのとれた発展を遂げてきました。

しかし、近年人口増加率は徐々に鈍化し、その一方で世帯数は増加傾向を示す核家族化が進んでいる状況にあります。また、ライフスタイルのコンビニ化に伴い、ごみ発生量は減少傾向を示すものの、ごみ質の多様化によるごみ問題が顕在化しつつあります。また、ダイオキシン類による環境汚染や地球温暖化等の環境問題がクローズアップされ、ごみ処理に対する市民の関心はなお一層高まりを見せています。

令和5年3月に策定した第2次深谷市総合計画後期基本計画では、個別施策「環境衛生の推進」の目指す姿として、「市民1人1日当たりのごみの排出量が減少し、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う循環型社会を形成しています。また、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理により、市民にとって衛生的な地球環境を保っています。」としています。

また、「1. 市民1人1日当たりのごみ排出量を減らします。」「2. リサイクル活動を推進するため集団回収を促進します。」「3. 地域環境の保全に取り組みます。」の3つの取組方針により、目指す姿を達成すべく取り組んでいます。

本計画は、こうした背景をふまえて、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用することや最終処分量を削減することを目的に、市民、事業者、市の役割を明確にし、具体的な推進策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 市民、事業者、市が一体となって、環境に配慮した資源循環型社会の形成を目指します。
- (2) ごみの発生及び排出の抑制を行うとともに、排出されたごみは可能な限り再利用、再資源化を図り、最終処分量を限りなく少なくし、環境への負荷の低減を図ります。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～令和12年度）とし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトルを対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条
 第2項第1号）

（単位：t／年）

度 項 目		令和年				
		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物合計		9,670	9,634	9,597	9,561	9,525
内 容	主としてスチール製の容器	146	145	145	144	144
	主としてアルミ製の容器	163	162	161	161	160
	主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器	163	162	162	161	161
	主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器	353	352	350	349	348
	主としてガラス製の容器 その他のガラス製容器	98	98	97	97	97
	主として紙製の容器であって飲料 を充てんするためのもの（原材料と してアルミニウムが利用されてい るものを除く。）	15	15	15	15	15
	主として段ボール製の容器	1,086	1,082	1,078	1,074	1,070
	主として紙製の容器包装であって 上記以外のもの	1,455	1,449	1,444	1,438	1,433
	主としてポリエチレンテレフタレ ート（PET）製の容器であって飲料 又は醤油その他主務大臣が定める 商品を充てんするためのもの	524	522	520	518	516
	主としてプラスチック製の 容器包装であって上記以外 のもの	5,668	5,647	5,625	5,604	5,583

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、効果的な排出抑制が行われるよう市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携をとりながら推進していくものとしています。

（1） 容器包装廃棄物の発生抑制

物を消費した段階でごみとなる容器や包装材の排出を削減するため、簡易包装の促進、店頭回収の推進について事業者にも協力を求めます。

（2） 市民のリサイクル活動への支援

市民及び市民団体が実施するリサイクル活動に対して、リサイクル活動推進奨励金を交付し、ごみの減量化と資源の再生利用を促進します。

（3） 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における環境教育の一環として、ごみの減量化・リサイクルに関するポスターや取組例などを募集するとともに、ごみ処理施設見学会等をとおして、市民・事業者に対して、ごみの減量化とリサイクルの推進について理解を求めていきます。

また、さらなる分別の徹底を図るため、「ごみ分別辞典」の利用啓発を進めていきます。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ焼却量の削減、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画、本市の財政状況等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び区分を下記のとおり定めます。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器	びん類
主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器	
主としてガラス製の容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

令和年度 項目	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
主としてスチール製の容器	146		145		145		144		144	
主としてアルミ製の容器	163		162		161		161		160	
主としてガラス製の容器	54		53		53		53		53	
無色のガラス製容器	54	0	53	0	53	0	53	0	53	0
主としてガラス製の容器	116		115		115		115		114	
茶色のガラス製容器	116	0	115	0	115	0	115	0	114	0
主としてガラス製の容器	32		32		32		32		32	
その他のガラス製容器	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	15		15		15		15		15	
主として段ボール製の容器	1,086		1,082		1,078		1,074		1,070	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	478	0	476	0	474	0	473	0	471	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝過去2年間（令和5年度～令和6年度）における容器包装廃棄物ごとの収集実績を統計処理し得られた計画期間の容器包装廃棄物ごとの発生量×分別基準適合物ごとの歩留まり

品 目	歩留まり（分別基準適合物／容器包装廃棄物ごとの発生量）
スチール・アルミ缶	1. 0
ガラス（無色・茶・その他）※	0. 33
紙パック	1. 0
段ボール	1. 0
ペットボトル	0. 913

歩留まりとは、過去2年間の容器包装廃棄物ごとの発生量（収集量）に対する分別基準適合物等の量を2年間平均したものです。

※ガラスの歩留まりについては、無色、茶色、その他のガラス製容器全体の数値となっています。それぞれのガラス製容器の分別基準適合物の比率は下表のとおりです。

ガラス製容器の種類	比率（ガラス製容器各種の分別基準適合物の量/ガラス製容器全体の分別基準適合物の量）
無色のガラス製容器	0. 265
茶色のガラス製容器	0. 575
その他のガラス製容器	0. 160

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶類	市による定期収集	大里広域市町村圏組合 （大里広域クリーンセンター）
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	大里広域市町村圏組合 （大里広域クリーンセンター）
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	委託業者
段ボール製容器	段ボール	市による定期収集	委託業者
その他の紙製容器包装	雑紙	市による定期収集	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	大里広域市町村圏組合 （大里広域クリーンセンター）

※ 集団資源回収により収集されたアルミ缶、空きびん、紙パック、段ボールについては、回収し、選別・保管等は登録されている民間業者が行います。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

現在市では、分別収集した、缶類、びん類及びペットボトルを、深谷市、熊谷市、寄居町で構成する大里広域市町村圏組合の大里広域クリーンセンターに搬入し、選別・圧縮等の中間処理を実施しています。このクリーンセンターは、昭和58年竣工以来42年が経過し、経年劣化が進行していることから資源化施設の整備について検討していくものとしします。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、能力等）
排 出	ごみ収集所	共通集積場所を利用 排出方法 缶類・びん類・ペットボトルは袋排出 紙パック・段ボール・雑紙は紐で結束し排出
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	大里広域クリーンセンター	スチール・アルミ缶の選別はベルトコンベアー、磁選機、空き缶プレス機（15t/日）を使用 びん類はベルトコンベアー、手選別、ストックヤードに保管 ペットボトルは専用選別・圧縮・梱包施設（4t/5h）で処理しストックヤードで保管
	委託業者・民間業者	紙パック・段ボールは民間紙問屋の選別保管施設で処理

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

資源再利用の推進及び廃棄物の減量化をさらに推進するため、自治会やPTA団体など集団回収を実施している団体へ引き続き奨励金を交付する。また、独自で容器包装廃棄物を分別回収し、資源化している民間業者と協働することが可能か検討を進めていきます。